

企業局企業職員等の旅費規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 鳥取県企業局管理規程第2号

### 企業局企業職員等の旅費規程の一部を改正する規程

企業局企業職員等の旅費規程（昭和38年鳥取県企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合は、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この企業管理規程は、公務のために旅行する企業局企業職員及び企業局企業職員以外の者（以下「企業局企業職員等」という。）に対し支給する旅費（費用弁償を含む。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（旅費の額及び支給方法）</p> <p>第2条 企業局企業職員等に支給する旅費の額及び支給方法に関しては、<u>職員の旅費等に関する条例</u>（昭和45年鳥取県条例第48号）及び証人、参考人、鑑定人等の費用弁償に関する条例（昭和45年鳥取県条例第47号）の適用を受ける者の例による。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この企業管理規程は、公務のために旅行する企業局企業職員及び企業局企業職員以外の者（以下「企業局企業職員等」という。）に対し支給する旅費に関し必要な事項を<u>定めることを目的とする。</u></p> <p>（旅費の額及び支給方法）</p> <p>第2条 企業局企業職員等に支給する旅費の額及び支給方法に関しては、<u>職員の旅費に関する条例</u>（昭和45年7月鳥取県条例第48号）及び証人、参考人、鑑定人等の費用弁償に関する条例（昭和45年7月鳥取県条例第47号）の適用を受ける者の例による。</p>

#### 附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。